

## 次世代育成支援対策施設整備県費補助金交付要綱

### (通則)

- 1 次世代育成支援対策施設整備県費補助金（以下「県費補助金」という。）の交付については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）並びに補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

- 2 この県費補助金は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第11条第1項に規定する交付金に関する内閣府令（平成17年厚生労働省令第79号）第1条第2項に規定する施設（以下「児童福祉施設等」及び「障害児施設等」という。）の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために、県が交付する補助金であり、もって、次世代育成支援対策を推進することを目的とする。

### (交付の対象)

- 3 この県費補助金は、次世代育成支援対策を推進するために県が策定する整備計画に基づいて実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業に交付する。

### (定義)

- 4 本交付要綱において「児童福祉施設等」、「障害児施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

#### (1) 児童福祉施設等

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に基づく児童福祉施設、同法第6条の3第1項	児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設	第一種助産施設 第二種助産施設

に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所	児童自立生活援助事業所 小規模住居型児童養育事業所	児童心理治療施設 児童家庭支援センター	
(2) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、知事が特に整備の必要を認めるもの	その他の施設		

(2) 障害児施設等

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1) 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。）を行う事業所、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を行う事業所、同条第6項に規定する保育所等訪問支援を行う事業所、同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所並びに同法第7条に規定する障害児入所施設及び児童	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所  居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所  児童福祉施設	障害児入所施設	福祉型障害児入

発達支援センター		児童発達支援センター	所施設 医療型障害児入所施設  福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター
(2) 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、知事が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

5 3において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	<p>既存施設について、令和5年8月22日こ成事第426号こども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。</p> <p>地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）のうち、改築整備を除く事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</li> <li>その他必要と認められる上記に準ずる工事</li> </ul>
改造	増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をする

	増 改 築	こと。 既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備を するとともに既存施設の改築整備（一部改築を含 む。）をすること。
	改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備 （一部改築を含む。）をすること。 耐震化等整備事業のうち、改築整備をすること。
拡 張	拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延 面積の増加を図る整備をすること。
整 備	スプリンクラー 整備等整備	令和5年8月22日こ成事第422号子ども家庭庁成 育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金に おけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」に より整備をすること。
	老朽民間児童 福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について、令和5年 8月22日こ成事第431号子ども家庭庁成育局長通知 「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により 改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	防犯対策強化 整 備	令和5年8月22日こ成事第429号子ども家庭庁成 育局長通知「児童養護施設等における防犯対策強化 に係る整備について」により整備をすること。
	応急仮設施設整 備	令和5年8月22日こ成事第428号子ども家庭庁成 育局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設 整備の国庫補助の取扱いについて」により整備するこ と。
	避難スペース整 備	令和5年8月22日こ成事第427号子ども家庭庁成 育局長通知「社会福祉施設等施設整備費における在 宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」 により避難スペース整備をすること。

(事業の種類)

6 県費補助金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

(1) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る事業

ア 児童福祉施設等

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体	④県補助率
(1) 児童福祉法に基づく施設等			
ア 児童福祉施設 (障害児施設等を除く。)	児童福祉法第35条 第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は県が認めた法人(児童福祉施設を除く。)	3/4
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3 第1項		3/4
ウ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3 第8項		3/4
(2) その他施設	別途こども家庭庁長官が定める基準等	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	2/3から 3/4まで

(注)「県が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所にあつては児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所にあつては同法第6条の3第8項に基づき事業を実施する県が認めた法人をいう。

イ 障害児施設等

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体	④県補助率
(1) 児童福祉法に基づく施設等			
ア 障害児入所施設	児童福祉法第35条 第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	3/4

イ 児童発達支援センター	児童福祉法第35条第4項	児童福祉法第34条の3第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、	3 / 4
ウ 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第31条の3第2項	日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等)	3 / 4

(2) 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る耐震化等整備事業

ア 児童福祉施設等

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体	④県補助率
(1) 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設に限る。）	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	3 / 4

イ 障害児施設等

①施設の種類	②設置根拠等	③設置主体	④県補助率
児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	3 / 4

(県費補助金の対象除外)

7 県費補助金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用。
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 県費補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 県費補助金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表3、別表4又は別表6で定める基準により算出した合計基礎点数に1,000円を乗じた額を交付基礎額とする。
- (2) (1)により算出した交付基礎額の施設ごとに、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に6の表の④欄に定める県補助率を乗じた額を算出する。
- (3) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(1)により算出した額と、(2)により算出した額を比較して少ない方の額の合計を交付額とする。

(交付の条件)

9 県費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
  - イ 建物等の用途
  - ウ 入所定員又は利用定員
- (3) 事業を中止、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具について

は、適正法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの県費補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの県費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第9号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月20日までに知事に報告しなければならない。

なお、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正法施行令第14条第1項第2項の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- (10) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (11) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (12) 社会福祉法人（社会福祉法人設立準備会を含む。）が事業を行うために締結する契約については、平成9年6月10日福総第518号埼玉県福祉部長通知「社会福祉施設整備費補助に係る工事請負等契約手続基準について」によらなければならない。
- (13) この県費補助金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助、お年玉付き郵便はがき等寄附金配分金、又は公益財団法人JKA（旧日本自転車振興会、旧日本小型自動車振興会）若しくは公益財団法人日本財団（旧日本船舶振興会）の補助金の交付を受けてはならない。



(14) (1) から (13) により付した条件に違反した場合には、この県費補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(申請手続)

10 県費補助金の交付の申請は次によるものとする。

(1) 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、別に指示する期日までに提出するものとする。

(2) 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない

(3) 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、補助事業等に係る歳入歳出予算書（見込書）抄本とする。

(変更申請手続)

11 県費補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

12 知事は、10又は11による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に、様式第5号又は様式第6号により速やかに交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(交付の方法)

13 この県費補助金は、概算払いで交付することができる。

(状況報告)

14 補助事業者は、県費補助金の交付の対象となった施設整備事業に係る工事に着工したときは、様式第3号により工事に着工した日から5日以内に、また、工事進捗状況については様式第4号により毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

15 県費補助金の事業の実績報告は、様式第2号による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して25日を経過した日（10の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から25日を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、知事に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この県費補助金の交付の決定に係る県の会

計年度の翌年度の4月20日までに、様式第7号による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(県費補助金の額の確定の通知)

16 規則第14条の補助金交付額確定通知書の様式は、様式第8号により行う。

(県費補助金の返還)

17 知事は、交付すべき県費補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える県費補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

18 特別の事情により8、10、11、14及び15に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1 - 1

## 算 定 基 準

(耐震化等整備事業を除く)

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合 別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1施設当たり交付基礎点数を適用する場合 別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p> <p>ウ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合 別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>エ 1グループケア当たり交付基礎単数を適用する場合 別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>オ 一部改築及び拡張 「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(成事第433号令和5年8月22日)により算出されたものを基準とする。</p> <p>カ 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</p>	<p>交付要綱の6の表の④欄</p>

		<p>する整備であって、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」（こ成事第433号令和5年8月22日）に定める基準に適合する整備を行うときは、別表2に定める交付基礎点数を基準とする。</p>		
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	<p>別表2に掲げる1単位当たり交付基礎点数を基準とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	
	特殊付帯工事費	<p>別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。</p>	<p>特殊付帯工事費に必要な工事費又は工事請負費</p>	

別表 1 - 2

## 算 定 基 準

(別表 1 - 1、別表 3、別表 4 及び別表 6 に掲げる整備以外の事業)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要と認めた点数とする。ただし、第 4 欄に定める対象経費の実支出額に交付要綱の 6 の表の④欄に定める県補助率を乗じ、1, 000 で除して得た点数（以下「実支出額に県補助率を乗じ、1, 000 で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額に県補助率を乗じ、1, 000 で除して得た点数とする。</p> <p>耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次のいずれか低い方の価格を基準に知事が必要と認めた点数とする。</p> <p>(1) 公的機関（市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者 2 社の見積りを比較して、低い方の見積り</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2. 6 % に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>	交付要綱の 6 の表の④欄
	スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	別表 2 による「交付基礎点数表」に基づき、算出されたものを基準とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費	
	仮施設整備工事費	大規模修繕等については、知事が必要と認めた点数とする。ただし、第 4 欄に定める対象経費の実支出額に交付要綱 6 の表の④欄に定める県補助率を乗じ、1, 000 で除して得た点数（以下「実支出額に県補助率を乗じ、1, 000 で除して得た点数」という。）がこれに満たないときは、実支出額に県補助率を乗じ、1, 000 で除し	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

		<p>て得た点数とする。</p> <p>耐震化等整備事業における大規模修繕等については、次により算出されたものを基準とする。</p> <p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <p>別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合</p> <p>別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。</p>		
	<p>応急仮施設 設備整備</p>	<p>次のいずれか低い方の価格を基準に知事が必要と認めた点数とする</p> <p>(1) 公的機関(県または市町村の建築課等)の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者の見積り</p> <p>なお、これにより難い特別の事情があるときは、知事が認める点数とする。</p>	<p>障害児施設等の災害復旧に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p> <p>ただし、次に定める費用は除く。</p> <p>1) 交付要綱7(2)(3)に定める費用</p> <p>(2) 土地の買収又は整地に要する費用(災害による地形基盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。)</p> <p>(3) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用</p> <p>(4) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。</p> <p>(5) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。</p> <p>(6) その他災害復旧費として適当と認められない費用</p> <p>(7) 別の補助金等又はこ</p>	

			の種目とは別の種目において別途交付対象とする費用	
--	--	--	--------------------------	--

## 別表2

## 交付基礎点数表

## ■交付基礎点数表(児童養護施設等)

施設の種類		交付基礎点数
助産施設	助産施設本体	1人当たり 5,602.5
	初度設備相当加算	1人当たり 616.5
乳児院	乳児院本体	1人当たり 3,534.0
	初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり 91.5
	初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり 42.0
	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり 3,445.5
	心理療法室整備加算	1施設当たり 28,702.5
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり 972.0
	初度設備相当加算	1人当たり 79.5
	年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり 847.5
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり 1,219.5
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり 5,514.0	
母子生活支援施設	母子生活支援施設本体	1世帯当たり 12,795.0
	初度設備相当加算	1世帯当たり 91.5
	心理療法室整備加算	1施設当たり 28,702.5
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり 7,033.5
	初度設備相当加算	1世帯当たり 79.5
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり 1,219.5
	母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり 1,749.0
初度設備相当加算	1人当たり 24.0	
児童養護施設	児童養護施設本体	1人当たり 5,407.5
	初度設備相当加算	1人当たり 91.5
	小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり 8,394.0
	心理療法室整備加算	1施設当たり 28,702.5
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり 1,978.5
	初度設備相当加算	1人当たり 79.5
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり 1,219.5
	乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり 318.0
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり 5,514.0	



児童心理治療施設本体	1人当たり	6,397.5
初度設備相当加算	1人当たり	91.5
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	7,758.0
心理療法室整備加算	1施設当たり	44,113.5
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	5,514.0
通所部門整備加算	1人当たり	2,668.5
初度設備相当加算	1人当たり	75.0
児童家庭支援センター一本体	1施設当たり	17,425.5
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	7,687.5
初度設備相当加算	1人当たり	91.5
児童自立生活援助事業所	1人当たり	7,015.5
初度設備相当加算	1人当たり	91.5

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で知事が必要と認めたポイントであること。
- 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(成事第433号令和5年8月22日)によるものとする。
- 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適
- 4 用する。児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 6 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日雇児発0717第12号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表((障害児施設等))

(1施設あたり)

事業(施設)の種類		交付基礎点数	
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	利用定員 20人以下	都市部	109,126.5
		標準	103,930.5
	21人~40人	都市部	219,159.0
		標準	208,722.0
	41人~60人	都市部	365,377.5
		標準	347,979.0
	61人~80人	都市部	514,197.0
		標準	489,712.5
	81人~100人	都市部	661,660.5
		標準	630,153.0
	101人~120人	都市部	808,897.5
		標準	770,377.5
	121人以上	都市部	956,247.0
		標準	910,711.5
	訓練事業等整備加算	都市部	46,252.5
		標準	44,049.0
	大規模訓練設備等整備加算	都市部	152,325.0
		標準	145,072.5
	短期入所整備加算	都市部	12,552.0
		標準	11,955.0
発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,587.5	
	標準	13,893.0	
障害児相談支援整備加算	都市部	10,426.5	
	標準	9,930.0	
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,943.5	
	標準	6,613.5	
小規模グループケア整備加算	都市部	22,390.5	
	標準	21,324.0	
避難スペース整備加算	都市部	40,258.5	
	標準	38,341.5	
福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	利用定員 20人以下	都市部	60,048.0
		標準	57,189.0
	21人~40人	都市部	120,888.0
		標準	115,131.0
	41人~60人	都市部	201,856.5
		標準	192,244.5
	61人~80人	都市部	283,617.0
		標準	270,111.0
	81人~100人	都市部	365,377.5
		標準	347,979.0
	101人~120人	都市部	446,121.0
		標準	424,876.5
	121人以上	都市部	528,106.5
		標準	502,959.0

訓練事業等整備加算	都市部	46,252.5
	標準	44,049.0
大規模訓練設備等整備加算	都市部	152,325.0
	標準	145,072.5
短期入所整備加算	都市部	12,552.0
	標準	11,955.0
発達障害者支援センター整備加算	都市部	14,587.5
	標準	13,893.0
障害児相談支援整備加算	都市部	10,426.5
	標準	9,930.0
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援整備加算	都市部	6,943.5
	標準	6,613.5
避難スペース整備加算	都市部	40,258.5
	標準	38,341.5
増築整備（既存施設の現在定員の増員）	都市部	30,081.0
	標準	28,648.5
障害児相談支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	10,426.5
	標準	9,930.0
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（各事業のみの整備の場合）	都市部	6,943.5
	標準	6,613.5
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）	都市部	40,258.5
	標準	38,341.5

(注) 1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

■解体撤去交付基礎点数表

施設の種類	単位	標準
助産施設	1人当たり	291.0
乳児院	1人当たり	169.5
母子生活支援施設	1世帯当たり	621.0
児童養護施設	1人当たり	262.5
児童心理治療施設	1人当たり	301.5
児童家庭支援センター	1施設当たり	885.0
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	664.5
児童自立生活援助事業所	1人当たり	591.0
障害児入所施設	1施設当たり	13,032.0
障害児入所施設(都市部)	1施設当たり	13,683.0
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	6,547.5
障害児施設(障害児入所施設を除く)(都市部)	1施設当たり	6,876.0

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

施設の種類	単位	標準
助産施設	1人当たり	546.0
乳児院	1人当たり	301.5
母子生活支援施設	1世帯当たり	1,128.0
児童養護施設	1人当たり	469.5
児童心理治療施設	1人当たり	568.5
児童家庭支援センター	1施設当たり	1,573.5
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	2,769.0
児童自立生活援助事業所	1人当たり	2,457.0
障害児入所施設	1施設当たり	23,910.0
障害児入所施設(都市部)	1施設当たり	25,105.5
障害児施設(障害児入所施設を除く)	1施設当たり	11,416.5
障害児施設(障害児入所施設を除く)(都市部)	1施設当たり	11,986.5

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

交付基礎点数	標準 (児童厚生施設、子育て支援のための拠点施設、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所、利用者支援事業所、市区町村子ども家庭総合支援拠点以外)	14,085.0
	福祉型障害児入所施設(主として知的障害のある児童及び肢体不自由のある児童を入所させるものに限る)、医療型障害児入所施設(主として肢体不自由のある児童及び重症心身障害児)	13,677.0

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 ( 既 存 施 設 に お け る 整 備 事 業 )	
基準点数(1㎡当たり)	乳児院	15.0
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	2,818.5
	障害児入所施設	22.5
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	3,327.0
	障害児入所施設(延べ床面積1,000㎡以上の平屋建て)	43.5
	消火ポンプユニット等加算 (1施設当たり)	3,327.0
障害児入所施設及び乳児院以外の児童福祉施設	10.5	

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

	屋 内 消 火 栓 設 備 ( 既 存 施 設 に お け る 整 備 事 業 )	
基準点数	屋内消火栓設備(児童福祉施設等)	
	基本点数	4572.0
	㎡当たり加算	1.5
	屋内消火栓箱設置数による加算	235.5
	パッケージ型消火栓設備(1個あたり)	352.5
	屋内消火栓設備(障害児施設等)	
	基本点数	538.5
	㎡当たり加算	1.5
	屋内消火栓箱設置数による加算	277.5
	パッケージ型消火栓設備(1個あたり)	417.0

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 交付基礎点数表

基準点数(1施設あたり)	自動火災報知設備の感知器と連動して起動する火災通報装置 ( 既 存 施 設 に お け る 整 備 事 業 )	181.5
--------------	--	-------

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地 域 交 流 ス ペ ー ス 防 災 拠 点 型	
本体点数	21,967.5	29,284.5
初度設備相当加算	1,194.0	3,123.0

別表 3

算 定 基 準  
(そ の 他 施 設)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、知事が必要と認めた点数とする。  知事が必要と認めた面積  鉄筋 知事が必要と認めた点数  ブロック 知事が必要と認めた点数  木造 知事が必要と認めた点数	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	交付要綱の6の表の④欄
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表 4

算 定 基 準  
(耐震化等整備事業)  
増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員1人当たり交付基礎点数を適用する場合 別表5に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>イ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合 別表5に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。</p> <p>ウ 一部改築 「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」(成事第433号令和5年8月22日)により算出されたものを基準とする。</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)</p>	交付要綱の6の表の④欄
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	<p>別表5に掲げる1単位当たり交付基礎点数を基準とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	

## 交付基礎点数表

### ■耐震化等整備事業

#### ア 児童福祉施設等

施設の種類		交付基礎点数
助産施設	本体	1人当たり 7,899.0
乳児院	本体	1人当たり 6,486.0
母子生活支援施設	本体	1世帯当たり 19,794.0
児童養護施設	本体	1人当たり 8,112.0
児童心理治療施設	本体	1人当たり 10,405.5
通所部門整備加算		1人当たり 3,622.5
婦人保護施設	本体	1世帯当たり 7,630.5

#### イ 障害児施設等

(1施設あたり)

事業(施設)の種類		交付基礎点数		
福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	本体	利用定員 40人以下	都市部	298,566.0
			標準	277,219.5
		41人～60人	都市部	497,262.0
			標準	461,710.5
		61人～80人	都市部	699,553.5
			標準	649,539.0
		81人～100人	都市部	899,872.5
			標準	835,536.0
		101人～120人	都市部	1,100,656.5
			標準	1,021,965.0
		121人～	都市部	1,300,860.0
			標準	1,207,855.5
	訓練事業等整備加算	都市部	62,983.5	
		標準	58,480.5	
短期入所整備加算	都市部	14,266.5		
	標準	13,246.5		
発達障害者支援センター整備加算	都市部	19,719.0		
	標準	18,309.0		

(注)1 上段書きは、「次世代育成支援対策施設整備交付金における都市部特例割増単価の取扱いについて」(成事第432号令和5年8月22日)により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 障害児入所施設の改築として行う場合に限る。

### ■解体撤去交付基礎点数

施設の種類		交付基礎点数
助産施設	本体	1人当たり 384.0
乳児院	本体	1人当たり 225.0
母子生活支援施設	本体	1世帯当たり 823.5
児童養護施設	本体	1人当たり 343.5
児童心理治療施設	本体	1人当たり 394.5
障害児入所施設		1施設あたり 17,448.0
障害児入所施設(都市部)		1施設あたり 18,319.5



障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設あたり	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設あたり	-

■仮設施設整備工事費交付基礎点数

施設の種類		交付基礎点数
助産施設本体	1人当たり	714.0
乳児院本体	1人当たり	394.5
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	1,489.5
児童養護施設本体	1人当たり	622.5
児童心理治療施設本体	1人当たり	741.0
障害児入所施設	1施設あたり	31,771.5
障害児入所施設（都市部）	1施設あたり	33,360.0
障害児施設（障害児入所施設を除く）	1施設あたり	-
障害児施設（障害児入所施設を除く）（都市部）	1施設あたり	-

別表 6

算 定 基 準  
(防犯対策強化整備事業)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
施設整備	本体工事費	<p>児童養護施設等における防犯対策の強化に係る整備については、次の取り扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の価格に交付要綱の6の表の④欄に定める県補助率を乗じ、1,000で除して得た点数</p> <p>※ただし、見積り額について、入所施設は1,000,000円未満、入所施設以外の施設は300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置 工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の価格に交付要綱の6の表の④欄に定める県補助率を乗じ、1,000で除して得た点数と1,350点を比較して、いずれか少ない方の点数</p> <p>※ただし、見積り額について、300,000円未満の場合は本事業の対象としない。</p>	<p>施防犯対策に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>	交付要綱の6の表の④欄